

令和8年度就学援助制度のお知らせ

筑前町では、町立小・中学校に在籍する児童生徒の就学が、経済的な理由により困難と認められる家庭の保護者に対して、給食費や学用品費等の一部を援助する制度を設けています。希望される方は、下記により申請してください。

なお、就学援助制度の申請は、毎年申請が必要です。

◆ 援助対象者の認定基準

以下のいずれかの条件に該当する世帯

- ① 生活保護が停止または廃止になった ② 世帯全員の町民税が非課税又は減免されている
- ③ 児童扶養手当を受けている ④ 国民年金保険料が免除されている
- ⑤ 世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

◆ 援助内容

支給項目及び支給額（予定）

※ 認定をした月や学年ごとに支給内容が異なります。

（単位：円）

【年額】		学用品等 購入費	入学準備金 (①)	給食費	校外活動費	修学旅行費	卒業 アルバム代	医療費 (②)
小学校	1年	11,630	57,060	実費	活動に要する 経費の均一の 負担額	旅行に要する 経費の均一の 負担額	要する経費 の均一の 負担額	自己 負担額
	2~6年		63,000					
中学校	1年	22,730	63,000	実費	活動に要する 経費の均一の 負担額	旅行に要する 経費の均一の 負担額	要する経費 の均一の 負担額	自己 負担額
	2~3年		63,000					

【注】原則、校納金は通常どおり納めた上で、各学期末に事後支給となります。

- ① 入学準備金の対象は、新入学児童生徒（小1・中1）で、かつ4月・5月認定者のみです。
- ② 医療費は、学校病（虫歯・中耳炎・結膜炎・はくせん（タムシ・しらくも・水虫）・慢性副鼻腔炎・アデノイドなど）のため学校から医療券の発行を受けた場合のみです。
- ③ 校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代には限度額があります。

◆ 申請に必要なもの

- ① 就学援助申請書類（教育課に設置）
- ② 申請（保護）者名義の普通預金通帳（郵便局はゆうちょ銀行（7桁の口座番号）に切り替えられたものに限る）
- ③ 印鑑（認印）
- ④ 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書（有効期限内のもの）
- ⑤ 令和8年1月1日時点で筑前町に住民登録がない方は、その時の住所地が令和8年6月以降に発行する令和8年度所得課税証明書（世帯全員分）

※所得課税証明書の取得については、事前にご相談ください。

※入学準備金の入学前支給を希望される場合は、令和7年度所得課税証明書が必要です。裏面をご確認ください。

◆ 申請手続

申請書類に必要事項を記入・押印し、**教育課**へ提出して下さい。

認定結果については、教育委員会にて認定の可否を決定し、通知します。

※児童生徒と保護者が別居の場合、児童生徒の居住先へ家庭訪問等の実態調査を行うことがあります。

◆ 申請締切（令和8年度分は令和8年1月より受付開始予定）

入学準備金の入学前支給（詳細裏面）を希望する方・・・令和8年2月13日（金）
上記以外の方・・・令和8年4月17日（金）

締切後も随時受け付けています。審査にて認定となった場合は申請した月から対象となります。

◆ お問い合わせ先

筑前町教育委員会 教育課

筑前町新町450番地 筑前町こども未来館内

☎0946（22）3385（直通）